

# 青森県報

号外第三十七号

平成二十年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目次

### 教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則	……………	(職員福利課)	…	一
青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	……………	(職員福利課)	…	一
青森県教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則	……………	(同)	( )	二
青森県教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則	……………	(同)	( )	二
定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則	……………	(同)	( )	二
学校職員の自己啓発等休業に関する規則	……………	(県立学校課)	…	三
青森県立学校管理規則の一部を改正する規則	……………	(同)	( )	四
青森県産業教育審議会規則の一部を改正する規則	……………	(同)	( )	四
青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則	……………	(スポーツ健康課)	…	五
青森県教育委員会広報の組織等に関する規則の一部を改正する訓令	……………	(教育政策課)	…	五
青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令	……………	(職員福利課)	…	五
青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	五
青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	九
青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	三
青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	三
青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	五
非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	一六

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	一六
青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令	……………	(県立学校課)	…	一六
青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	一七
青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与選考委員会規程の一部を改正する訓令	……………	(同)	( )	一八

## 教育委員会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第九号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「教育長に」を「教育次長は、教育長に」に、「教育次長が」を「あらかじめ別に定める順序により」に改め、同条第四項を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

(報道監)

第十四条の二 教育庁に報道監を置き、教育次長の職にある者をもつて充てる。

2 各報道監は、教育次長として事務を整理する課の広報及び広聴に関する事項を総括整理する。

第二十二条中「前十六条」を「前十七条」に改める。

第二十三条中「教育長が」を「別に」に改める。

別表第一教育政策課の項を削る。

附則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則（昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

第一条第五号中「及び総括副参事」を「総括副参事及び学校教育企画監」に改め、同条第九号中「教育委員会規則」の下に「その他教育委員会の定める規程」を加える。

第三条第一項中第九号を第十号とし、第二号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十一号

青森県教育委員会表彰規則等の一部を改正する規則

（青森県教育委員会表彰規則の一部改正）

第一条 青森県教育委員会表彰規則（昭和二十七年六月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「地方教育事務所長」を「教育事務所長」に改める。

第九条中「外」を「ほか」に、「教育長が別に」を「別に」に改める。

（青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金賞与条例施行規則の一部改正）

第二条 青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金賞与条例施行規則（昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「教育長が」を「別に」に改める。

（青森県立郷土館規則の一部改正）

第三条 青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「教育長が」を「別に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十二号

定時制通信教育手当支給規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当支給規則（昭和三十五年十一月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「副校長」を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

学校職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十三号

学校職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県教育委員会の所管に属する県立学校の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(以下「市町村立学校職員」という。)の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業の承認の申請等に関するものとする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第二条 法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書(第一号様式)により、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 自己啓発等休業承認申請書は、校長(市町村立学校職員にあつては、校長及び市町村の教育委員会)を経て、青森県教育委員会に提出するものとする。(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年三月青森県条例第一号。以下「条例」という。)第七条第一項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(大学等課程の履修を取りやめた場合等の報告)

第四条 自己啓発等休業をしている職員は、条例第九条各号に掲げる場合には、遅滞なく、大学等課程の履修(国際貢献活動)状況報告書(第二号様式)により報告しなければならない。

2 大学等課程の履修(国際貢献活動)状況報告書は、校長(市町村立学校職員にあつては、校長及び市町村の教育委員会)を経て、青森県教育委員会に提出するものとする。

(施行事項)

第五条 この規則の施行に關し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

青森県教育委員会 殿

所属名  
職氏名

年 月 日

自己啓発等休業承認申請書

下記のとおり自己啓発等休業の承認(自己啓発等休業の期間の延長)を申請します。

記

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の承認		<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の期間の延長	
	大学等課程の履修	大学等の名称(所在地)	( )	( )
2 自己啓発等休業の内容	履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで	履修の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	活動組織		活動分野	
	国際貢献活動	活動国・地域		
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで			
4 既に自己啓発等休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで			
5 備 考				

注 1 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びにこれらの内容に関する照会先が確認できる書類を添付すること。  
 2 履修の期間欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。  
 3 活動組織欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。  
 4 国内訓練欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。  
 5 備考欄には、以前に自己啓発等休業をした場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業の期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。  
 6 該当する□には、✓印を記入すること。  
 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第4条関係)

青森県教育委員会 殿

所属名  
職氏名

年 月 日

大学等課程の履修 (国際貢献活動) 状況報告書

下記のとおり自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修 (国際貢献活動) の状況について報告  
します。

記

1 大学等課程の履修 (国際貢献活動) の状況

大学等課程の履修の状況

大学等課程の履修を取りやめた

理由:

在学している課程を休学した

理由:

在学している課程を停学にされた

理由:

在学している課程の授業を欠席している

理由:

大学等課程の履修に支障が生じている

支障の内容:

国際貢献活動の状況

国際貢献活動を取りやめた

理由:

参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない

理由:

国際貢献活動に支障が生じている

支障の内容:

2 上記1の状況が発生した日

年 月 日

注 1 該当する□には、✓印を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十四号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則 (昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号) の一  
部を次のように改正する。

第五条の二中「り、教育目標を達成す」を削り、「自ら点検及び」を「自ら」に  
「するものとする」を「しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 学校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた幼児、児童及び生徒 (以下「生  
徒等」という。) の保護者その他の当該学校の関係者 (当該学校の職員を除く。)   
による評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 学校は、前二項の規定による評価の結果を、委員会に報告しなければならない。  
第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十六条第二項中「幼児、児童及び生徒 (以下「及び」という。)」を削る。

第十七条の二中「副校長」を削り、「教育長の」を「別に」に改める。

第十七条の三中「副校長」を削り、「教育長の」を「別に」に改める。

第三十五条中「教育長が」を「別に」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県産業教育審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十五号

青森県産業教育審議会規則の一部を改正する規則

青森県産業教育審議会規則（昭和六十一年一月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「県立学校課」を「学校教育課」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十六号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十一万六千円」を「二十万八千円」に、「十六万七千円」を「十五万九千円」に、「二十七万六千五百円」を「二十六万四千五百円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会広報の組織等に関する規程（昭和三十九年五月青森県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「広報主管課長」を「他の教育次長」に改め、同条第三項中「広報主管課長を除く」を削り、同条第四項中「企画調整報道監」を「広報主管課課長代理」に改め、同条第五項中「し、」の下に「課長代理及び」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程（昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関



青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「について、」の下に「課長代理若しくは教育長の承認を得て当該課長が指定する課長相当職の職員（グループ又は課内室に属さない職員に限る。）又は」を加え、「県立学校課特別支援教育室長、スポーツ健康課全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長及び文化財保護課三内丸山遺跡対策室長」を「学校教育課特別支援教育推進室長、スポーツ健康課全国高等学校総合体育大会準備室長及び文化財保護課三内丸山遺跡保存活用推進室長」に改め、「又はグループに属さない職員のうちから教育長の承認を得て当該課長が指定する職員（以下「課長指定職員」という。）」を削る。

第八条の二第一項中「ときは、」の下に「当該事務を担当する」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「本庁の課長の事務のうちから教育長の承認を得て当該課長が定める事務について課長指定職員に代決させる場合の当該」を「課長代理が置かれる課の課長の」に改め、同項第一号中「課長指定職員」を「課長代理」に改め、同項第二号中「課長指定職員」を「課長代理」に改め、「ときは、」の下に「当該事務を担当する」を加え、同項に次の一号を加える。

三 課長、課長代理及び当該事務を担当するグループリーダーがともに不在のときは、あらかじめ教育長の承認を得て課長が定める順序により他のグループリーダーがその事務を代決する。

第八条の二中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 課長及び当該事務を担当するグループリーダーがともに不在のときは、あらかじめ教育長の承認を得て課長が定めた順序により他のグループリーダーがその事務を代決する。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（課長代理の事務の代決）

第八条の三 課長代理が不在のときは、あらかじめ教育長の承認を得て課長が指定す

る職員がその事務を代決する。

第十一条第一項中「ときは、」の下に「当該事務を担当するサブリーダー又は」を加える。

第十二条中「前七条」を「前八条」に改める。

別表第一各課共通の項課長専決事項の欄第九号中「職員福利課長及び学校施設課長に限る。ただし、」を削り、同表職員福利課の項次長専決事項の欄中第五号を第六号に、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 叙位叙勲（生存者叙勲を除く。）の上申に関する事。

別表第一学校施設課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

五 県立高等学校の生徒に係る授業料又は受講料の免除及び授業料の免除の取消しの承認

別表第一義務教育課の項及び県立学校課の項を削り、同表職員福利課の項の次に次のように加える。

<p>一 県費負担教職員及び県立学校職員に係る研修会、講習会等の研修生の派遣（教員等海外派遣、教職員等中央研修講座及び課長専決事項に係るものを除く。）</p> <p>二 県立特別支援学校職員（校長及び教頭を除く。）の休職又は復職発令</p> <p>三 県立特別支援学校職員に対する営利企業等従事の許可に関すること。</p>	<p>一 県費負担教職員及び県立学校職員に係る研修会、講習会等の研修生の派遣（研修期間が一月未満のものに限る。）</p> <p>二 教科書展示会の周知及び目録の配布並びに需要票の処理</p> <p>三 義務教育諸学校の教科用図書の無償給付及び給与に関する事。</p> <p>四 保存年限を経過した展示用教科書の廃棄</p> <p>五 教科用図書選定審議会委員及び教科用図書専門調査員に対する旅行依頼</p> <p>六 産業教育審議会委員に対する旅行依頼</p> <p>七 県立特別支援学校に就学する者の入学期日の通知並びに学校の指定及びその変更</p>
---	--

八 県立特別支援学校長の四日を超える年次休暇の確認及び時季変更並びに年次休暇以外の休暇及び部分休業の承認又は確認

九 県立特別支援学校職員の職員の勤務時間、休日及び休暇第十一条第一号に掲げる疾病による病気休暇及び県立特別支援学校職員（校長を除く。）の同規則別表第二に掲げる疾病による九十日を超える病気休暇の承認

十 県立特別支援学校長の五日以上にわたる旅行の確認

十一 県立特別支援学校職員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合の承認

十二 県立特別支援学校の青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）第四条に規定する届出の受理

十三 県立特別支援学校職員が職務に専念する義務の特例に関する条例第二条第一号及び職務に専念する義務の特例第二条第一号、第二号及び第六号から第八号（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関するものを除く。）までの規定に該当する場合の承認

十四 県立特別支援学校職員（校長及び教頭を除く。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関する

こと。

十五 県立特別支援学校の臨時若しくは非常勤の教職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は兼務講師の任免  
 十六 県立特別支援学校の学校評議員の委嘱及び解嘱に関すること。  
 十七 県立特別支援学校職員が大学の通信教育による面接授業に出席する場合の承認  
 十八 県立特別支援学校の出納員その他会計職員の推せんに関すること。  
 十九 県立特別支援学校職員の退職勧奨の記録に関すること。

課 員 職 教

一 県立中学校及び高等学校職員（校長及び教頭を除く。）の休職又は復職発令  
 二 県立中学校及び高等学校職員に対する営利企業等従事の許可に関すること。

一 教育職員免許状の授与及び交付に関すること。  
 二 免許状に係る教科以外の教科の教授担任の許可（公立の中学校（県立中学校を除く。）に係るものを除く。）  
 三 県費負担教職員（校長を除く。）の休職又は復職発令  
 四 市町村立小学校及び中学校の兼務講師の任免  
 五 市町村立小学校及び中学校の学級編制の協議に対する同意  
 六 中学校卒業程度認定試験に関すること。  
 七 県立高等学校長の四日を超える

年次休暇の確認及び時季変更並びに年次休暇以外の休暇及び部分休業の承認又は確認

八 県立中学校及び高等学校職員の職員の勤務時間、休日及び休暇第一一条第一号に掲げる疾病による病気休暇及び県立中学校及び高等学校職員（校長を除く。）の同規則別表第二に掲げる疾病による九十日を超える病気休暇の承認

九 県立中学校長及び高等学校校長の五日以上にわたる旅行の確認

十 県立中学校及び高等学校職員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合の承認

十一 県立中学校及び高等学校の青森県立学校学則第四条に規定する届出の受理

十二 県立中学校及び高等学校職員が職務に専念する義務の特例に関する条例第二条第一号及び職務に専念する義務の特例第一二条第一号、第二号及び第六号から第八号（家族等の看護に係る職務に専念する義務の免除に関するものを除く。）までの規定に該当する場合の承認

十三 定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する次のこと。

イ 修学奨励金貸与契約の締結とその解除

ロ 修学奨励金返還方法の変更の

承認

八 修学奨励金返還債務の免除の決定

二 修学奨励金返還債務の履行猶予の決定

ホ 連帯保証人の変更の承認

十四 県立中学校及び高等学校職員（校長及び教頭を除く。）の育児休業及び育児短時間勤務の承認に関すること。

十五 県立中学校及び高等学校並びに市町村立高等学校の定時制の課程の臨時若しくは非常勤の教職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）又は兼務講師の任免

十六 県立中学校及び高等学校の学校評議員の委嘱及び解嘱に関すること。

十七 県立中学校及び高等学校職員が大学の通信教育による面接授業に出席する場合の承認

十八 定時制通信教育手当補助金に関すること。

十九 県立高等学校の出納員その他会計職員の推せんに関すること。

二十 県費負担教職員及び県立学校職員の職員団体の業務に専ら従事する場合の許可に関すること。

二十一 県費負担教職員及び県立中学校及び高等学校職員の退職勧奨



	<p>の記録に關すること。</p> <p>二十二 県費負担教職員及び県立学校職員の災害（死亡に係るものを除く。）に關し地方公務員災害補償基金に対して意見を申し出ること。</p> <p>二十三 非常勤の県費負担教職員及び県立学校職員の公務又は通勤による災害（死亡に係るものを除く。）の認定に關し青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に關する条例第三条第三項の規定により公務災害補償等認定委員会の意見をきくこと。</p>

別表第一を次のように改める。

別表第二（第一条関係）

専 決 事 項

- 一 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令
- 二 職員等の旅費に關する条例（昭和二十七年九月青森県条例第四十五号）第三十一条第一項の規定による旅費の調整に關すること。
- 三 県立学校職員の特地勤務手当に準ずる手当の支給に係る認定（学校教育課及び教職員課のグループリーダーに限る。）
- 四 振替命令及び返納通知に關すること。
- 五 物品の出納通知に關すること。
- 六 有価証券（公有財産である有価証券を除く。）の出納通知に關すること。
- 七 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に關すること。
- 八 一件の予定価格が三百万円未満の物品の購入に關すること。
- 九 旅費（費用弁償に係るものに限る。）に係る支出負担行為に關すること。
- 十 報酬、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費（食糧費を除く）、委託料、使用料及び備品購入費に係る支出命令並びにその他の費目

- （給料及び交際費を除く。）に係る一件の金額が千二百万円未満の支出命令
- 十一 前渡資金精算書の確認
  - 十二 定例又は輕易な証明書、謄本等の交付
  - 十三 定例又は輕易な照会、回答、調査等で課長が指示したものに關すること。
  - 十四 その他定例又は輕易な事項で課長が指示したものに關すること。

別表第三所長専決事項の欄第十四号中「育児休業」の下に「及び育児短時間勤務」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和二十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「午後五時十五分」を「午後五時三十分」に改め、同条第三項第一号中「午後四時四十五分」を「午後五時」に改め、同項第二号中「午後六時」を「午後六時十五分」に改め、同条第四項中「午後零時四十五分」を「午後一時」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項及び第四項」を「及び前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、所属長は、育児、介護、通勤等に關する特別の事情がある職員から申出があつた場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の休憩時間を午後零時から午後零時四十五分までとし、当該職員の勤

務時間の終業の時刻を十五分繰り上げることができる。  
第四条に次の一項を加える。

8 前各項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の勤務時間の割振り及び休憩時間については、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、当該短時間勤務の内容）に従い、所属長が別に定める。

第七条の二の見出し中「育児休業」の下に、「育児短時間勤務」を加え、同条第一項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「及び「とつ。）」を削り、同条第六項中「又は」を、「育児短時間勤務又は」に、「第二号様式の五」を「第二号様式の六」に改め、同項第四号中「常態として」を「常態として養育し、又は育児短時間勤務若しくは部分休業をすることにより養育している時間」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二号様式の四」を「第二号様式の五」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「育児休業法」を「育児休業法」に改め、「ついで」の下に、「第二項の規定は育児休業法第十一条第一項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求について」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「育児休業計画書」を「育児休業等計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三条第三号」を「第三条第四号又は第十一条第五号」に、「前項」を「第一項」に改め、「育児休業承認請求書」の下に「又は前項の育児短時間勤務承認請求書」を加え、「育児休業計画書（第二号様式の三）」を「育児休業等計画書（第二号様式の四）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 職員は、育児休業法第十条第一項の規定により育児短時間勤務の承認を請求するときは、育児短時間勤務を始めようとする日の一月前までに育児短時間勤務承認請求書（第二号様式の三）を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。  
第七条の三第一項中「第二号様式の六」を「第二号様式の七」に改め、同条第二項中「第二号様式の七」を「第二号様式の八」に改める。  
第七条の四「第二号様式の八」を「第二号様式の九」に改める。  
第七条の四の次に次の一条を加える。

（自己啓発等休業）

第七条の五 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年三月青森県条

例第一号）第四条の教育施設の課程の履修又は同条例第五条の奉仕活動のため、法第二十六条の五第一項に規定する自己啓発等休業の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに自己啓発等休業承認申請書（第二号様式の十）により所属長を経由して教育長に申請しなければならない。  
2 自己啓発等休業をしている職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例第九条各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について大学等課程の履修（国際貢献活動）状況報告書（第二号様式の十一）により所属長を経由して教育長に報告しなければならない。  
3 第一項の規定は、職員の自己啓発等休業に関する条例第七条第一項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。  
第二号様式の二中「を請求」を「（育児休業の期間の延長）を請求」とし、

育 児 休 業	育児休業期間の延長
再度の育児休業	再度の育児休業期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情)	

を

育 児 休 業	育児休業の期間の延長
再度の育児休業の承認	再度の育児休業の期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情)	

に改め、

同様式の注の一中「請求」を「請求（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）に」とし、「などのいずれか」を「等」と改める。

第二号様式の八を第二号様式の九とし、第二号様式の七を第二号様式の八とし、第二号様式の六を第二号様式の七とする。

「育 児 休 業  
第二号様式の五中「育児休業（部分休業）」を「育児短時間勤務」とし、「休業に」

部 分 休 業」

を「育児休業等」とし、「負傷・疾病」を「負傷・疾病 託児できるようにした」と改め、同様式を第二号様式の六とし、第二号様式の四を第二号様式の五とし

№。

娘「ゆきほ」の「育児休業計画書」や「育児休業等計画書」及び「再度の育児休業の」や「再度の育児休業(育児短時間勤務)の」及び「第3条第3号」や「第3条第4号(第11条第5号)」及び

1 請求に係る子		
氏名	生年月日	年 月 日 生
2 請求者の育児休業計画		
育児休業請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
3 配偶者の養育計画		
配偶者の氏名		
養育予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
子を養育するために利用する制度等	育児休業	育児休業以外の休業・休暇 その他 ( )
4 備考		

を

1 請求の別	育児休業	育児短時間勤務
2 請求者に係る子		
氏名	生年月日	年 月 日 生
3 請求者の計画		

請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 配偶者の養育計画		
配偶者の氏名		
子を養育するための方法	育児休業 育児休業以外の休業・休暇 その他 ( )	
5 備考		

「育児休業請求期間欄」や「請求期間欄」及び「育児休業承認請求書」の「又は育児短時間勤務承認請求書」や「育児短時間勤務計画書」及び「又は育児短時間勤務承認請求書」や「育児短時間勤務計画書」及び「又は育児短時間勤務承認請求書」や「育児短時間勤務計画書」及び「又は育児短時間勤務承認請求書」

2 子を養育するための方法欄には、請求者の育児休業又は育児短時間勤務における請求期間の満了日の翌日から再度の請求予定期間の初日の前日までの期間における子を養育するための方法を記入すること。

娘「ゆきほ」の「育児休業計画書」や「育児休業等計画書」及び「再度の育児休業の」や「再度の育児休業(育児短時間勤務)の」及び「第3条第3号」や「第3条第4号(第11条第5号)」及び

第2号様式の3 (第7条の2関係)

青森県教育委員会 殿

所 属  
職氏名

年 月 日

育児短時間勤務承認請求書

下記のとおり育児短時間勤務の承認(育児短時間勤務の期間の延長)を請求します。

記

1 請求に係る子	2 請求者以外の親
氏 名	氏 名
続 柄	子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生 年 月 日	年 月 日生 就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情)
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
5 勤務の形態	週 時間勤務 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号
6 既に育児短時間勤務をした期間	勤務の日及び時間帯 月 ( ) 日 ( ) 時 ( ) 分 ( ) 秒 金 ( ) 日 ( ) 時 ( ) 分 ( ) 秒
7 備考	所属長の意見

注 1 請求(育児短時間勤務の期間の延長に係るものを除く。)に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等、写しでも可)を添付すること。

2 子の出生前に請求する場合は、請求期間には出産予定日以後の期間を記入するものとし、請求に係る子欄の記入及び証明書類の添付は、出生後速やかに行うこと。

3 勤務の日及び時間帯欄に掲げられていない日に勤務を希望する場合等当該欄により難しい場合には、備考欄に必要な事項を記入すること。

4 備考欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合においてはその氏名、請求者との続柄及び生年月日について、請求に係る子が養子の場合においては養子縁組の効力が生じた日について、請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。

5 該当する口には、印を記入すること。

6 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第二号様式の九の次に次の二様式を加える。

第2号様式の10 (第7条の5関係)

青森県教育委員会 殿

所 属  
職氏名

年 月 日

自己啓発等休業承認申請書

下記のとおり自己啓発等休業の承認(自己啓発等休業の期間の延長)を申請します。

記

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の承認 <input type="checkbox"/> 自己啓発等休業の期間の延長
2 自己啓発等休業の内容	大学等の名称(所在地) ( )
	課程(修業年限)
	履修の期間
	履修の期間
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
4 既に自己啓発等休業をした期間	活動国・地域
	活動国・地域
5 備考	活動分野
	活動分野
所属長の意見	

注 1 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びにこれらの内容に関する照会先が確認できる書類を添付すること。

2 履修の期間欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。

3 活動組織欄には、「青年海外協力隊」、「ソニテ海外ボランティア」、「国連ボランティア」等を記入すること。

4 国内訓練欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。

5 備考欄には、以前に自己啓発等休業をした場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業の期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。

6 該当する口には、印を記入すること。

7 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

第2号様式の11 (第7条の5関係)

青森県教育委員会 殿

所 属  
職氏名

年 月 日

大学等課程の履修 (国際貢献活動) 状況報告書

下記のとおり自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修 (国際貢献活動) の状況について報告  
します。

記

1 大学等課程の履修 (国際貢献活動) の状況

大学等課程の履修の状況

大学等課程の履修を取りやめた

〔理由: 〕

在学している課程を休学した

〔理由: 〕

在学している課程を停学にされた

〔理由: 〕

在学している課程の授業を欠席している

〔理由: 〕

大学等課程の履修に支障が生じている

〔支障の内容: 〕

国際貢献活動の状況

国際貢献活動を取りやめた

〔理由: 〕

参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていない

〔理由: 〕

国際貢献活動に支障が生じている

〔支障の内容: 〕

2 上記1の状況が発生した日  
年 月 日

注 1 該当する□には、✓印を記入すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

所 出 庁  
轄 先 内  
教 育 機 一  
機 関 般

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程 (昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十  
一部) の一昭を次のように改正する。

昭和三十九の(二)中

学 校 教 育 課 設 課	青 教 育 課	青 教 育 課	青 教 育 課
学 校 教 育 課 設 課	青 教 育 課	青 教 育 課	青 教 育 課

学 校 教 育 課 設 課	青 教 育 課	青 教 育 課	青 教 育 課
学 校 教 育 課 設 課	青 教 育 課	青 教 育 課	青 教 育 課

項、川内高等学校の項、大畑高等学校の項及び藤崎園井高等学校の項を削る。

第十号附則第( )中「教育長 教育次長 課長 グループリーダー」を

「教育長 教育次長 課長 課長代理 グループリーダー」に

このことについて、次のとおり

起案者



教育長		教育次長		課 長		グループリーダー		課 員		課 員	電話 番
してよいか伺います。											
します。											

を

このことについて、次のとおり してよいか伺います。 します。						起案者 課	グループ 電話 番
教育長	教育次長	課 長	課長代理	グループリーダー	グループリーダー	課 員	課 員


に改める。

第十八号様式中

課長	グループ リーダー	課 員	年 月 日	起案 日発送
			年 月 日	

を

課長	課長代理	グループ リーダー	グループ リーダー	課 員	年 月 日	起案 日発送
					年 月 日	

に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。
- 2 改正前の青森県教育委員会文書取扱規程により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県教育委員会訓令甲第六号

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号を次のように改める。

一 県費から通勤手当の支給を受けている職員が旅行した場合において、通勤及び旅行の経路及び方法を勘案して鉄道賃、船賃又は車賃を必要としないと認められる区間があるときは、当該区間に係る鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。

第八条中第五号を削り、第六号を第五号とする。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

別表の2を削り、同表の3を同表の2とし、同表の4を同表の3とする。

附 則

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この訓令の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 この訓令による改正前の青森県教育委員会所管旅費取扱規程の別表の規定により調製した旅行命令簿等の用紙で現に残っているものは、当分の間、使用することができる。

青森県教育委員会訓令甲第七号

所 出 庁  
轄 先 内  
教 育 機 一  
機 関 機 般

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「占める職員」の下に「及び育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）」を加える。

第十三条第二号中「第七条の二第五項及び第六項」を「第七条の二第六項及び第七項」に改める。

別 表 中

<p>当該期間内における五日に当該任用期間の月数 を乗じ、十二で除して得た日数（勤務時間が正 職員の例によらない職員にあつては、四十時間 に当該職員の一週間当たりの勤務時間（当該勤 務時間に一時間未満の端数がある場合にあつて は、これを切り上げた時間）を四十時間で除し て得た数を乗じて得た時間数に当該任用期間の 月数を乗じ、十二で除して得た時間数）（一日 又は一時間未満の端数は、切り捨てる。）</p>	<p>一日、半日又は一時 間（勤務時間が正職 員の例によらない職 員にあつては、一時 間）</p>
<p>人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休 日及び休暇）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>一日、半日又は一時 間</p>

当該期間内における五日に当該任用期間の月数を乗じ、十二で除して得た日数（一日未満の端

を

数は、切り捨てる。

人事委員会規則二三 八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の適用を受ける職員の例による。

に改め、

同表の備考一中「（以下）子の看護休暇」という。「」を削り、同備考四を削る。

附 則

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程別表に規定する出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間（当該期間の初日を除く。）にこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）がある職員が施行日前の当該期間に使用した改正前の同規程別表に規定する職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇（以下「育児参加休暇」という。）及び施行日前に使用した同表に規定する小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し又は疾病にかかったその子の世話を行うこととをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇（以下「子の看護休暇」という。）については、改正後の同規程別表に規定する育児参加休暇及び子の看護休暇としてそれぞれ使用されたものとみなす。

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般  
教 育 事 務 所  
各 関 係 学 校

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

非常勤職員給与支給規程の一部を改正する訓令

非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「六千七十円」を「六千四十円」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「二千八百円」を「二千七百九十円」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成十年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「総括安全管理責任者は、」を「嘱託産業医は、産業医の資格を有する」に改め、「嘱託産業医を」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「副校長等」を「分校主事」に改め、同条中「第九条及び」を削る。

第十条第四項中「（平成七年七月青森県条例第十六号）」を削り、「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 校長は、前項の規定により職員の休憩時間を割り振る場合においては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第六条第一項の規定にかかわらず、一日の勤務時間が六時間を超える場合においては四十五分の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

第十条に次の一項を加える。

6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の勤務時間及び休憩時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、当該短時間勤務の内容）に従い、校長が別に定めるものとする。

第十五条第一項第五号を削り、同条第二項中「、第四号又は第五号」を「又は第四号」に改める。

様式第五号中

「**副**」を

「**副**」に、

副校長	総務課長
トウグウセナイド	総務課長 (mg/di)

を

副校長	LDL課長	LDL課長
トウグウセナイド	HDL課長 (mg/di)	LDL課長 (mg/di)

に

同様式の注を注2とし、注1として次の注を加える。

注1 は、35歳以上の職について記入すること。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十一号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「副校長、」を削り、同条第二項中「副校長及び教頭並びに」を「教頭及び」に改め、「副校長又は」を削る。

第四条第一項中「副校長又は」を削る。

別表第一中

高等学校（全日制の課程）、 特別支援学校又は中学校の 副校長又は教頭専決事項	高等学校（定時制の課程）又 は通信制の課程）の副校長 又は教頭専決事項
--	---

を

高等学校（全日制の課程）、 特別支援学校又は中学校の 教頭専決事項	高等学校（定時制の課程）又 は通信制の課程）の教頭専 決事項
---	--------------------------------------

に改め、同表事務長専

決事項の欄第十六号中「保管」の下に「及びその使用の承認」を加え、同表の備考第一号及び第二号中「副校長又は」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十二号

庁 内 一 般  
各 県 立 学 校

青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与選考委員会規程の一部を  
改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

青森県教育委員会教育長 田 村 充 治

青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与選考委員会規程の一  
部を改正する訓令

青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与選考委員会規程（昭和五  
十年三月青森県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「県立学校課長」を「教職員課長」に改める。

第六条中「県立学校課」を「教職員課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町丁目番七七  
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭